三　国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を証明する書類
四　申請者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
五　申請者が被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたことを証明することができる書類
六　被保険者又は被保険者であった者に胎児であった子があるときは、その事実を証する書類
七　申請者及び第一項第五号の遺族のうち、別表第一に規定する一級から五級までの障害の状態にあることにより遺族年金を受けることができる遺族であるときは、その者が死亡した被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあるときは、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
八　前項第十号イに掲げる者にあっては、預金通帳の記号番号についての払渡希望金融機関の証明書

4　被保険者又は被保険者であった者が年金たる保険給付を受ける権利を有する者であるときは、第一項の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
一　当該被保険者又は被保険者であった者の基礎年金番号
二　当該被保険者又は被保険者であった者の受けていた当該年金たる保険給付の年金証書の年金コード
三　申請者が被保険者又は被保険者であった者の相続人であるときは、その旨

5　前二項の書類については、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付の変更の決定の請求を行っている場合には、当該請求書及びその添付書類の写しをもって、前二項の書類に代えることができる。

（胎児の出生による決定の申請の特例）

第百三十条　被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。
一　死亡した被保険者又は被保険者であった者の氏名及び生年月日並びに被保険者証の記号及び番号
二　申請者の氏名、生年月日、住所及び死亡した被保険者又は被保険者であった者との続柄
三　申請者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の氏名
四　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第百五十五条第一項第九号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
ロ　第百五十五条第一項第九号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。
一　申請者及び前項第三号の遺族と死亡した被保険者又は被保険者であった者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
二　前項第三号の遺族のうち、別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあることにより遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあるときは、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
三　前項第三号の遺族については、その者が申請者と生計を同じくしていることを証明することができる書類
四　前項第四号イに掲げる者にあっては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

（後順位者の申請手続）

第百三十一条　法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九条第一項の決定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。
一　申請者の氏名、生年月日及び住所並びに被保険者又は被保険者であった者との身分関係
二　国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、基礎年金番号
三　被保険者又は被保険者であった者の氏名及び生年月日
四　権利を失った者の氏名
五　権利を失った者の基礎年金番号及び遺族年金の年金証書の年金コード
六　権利を失った者が遺族年金を受ける権利を失った年月日及びその事由
七　申請者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名及び生年月日並びにその者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係及び別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にある場合は、その旨
八　申請者と同順位の者があるときは、その者の氏名及び生年月日
九　同一の事由により厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金が支給される場合にあっては、年金の種類、支給額、年金が支給されることとなった年月日及び当該遺族厚生年金の年金証書の年金コード
十　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項
イ　第百十五条第一項第九号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
ロ　第百十五条第一項第九号ロ　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　遺族年金の支給を受けていた者が死亡した場合においては、その死亡を証する書類
二　前号以外の場合においては、遺族年金の支給を受けていた者が遺族年金を受ける権利を失うこととなった事実を証明することができる書類
三　申請者と被保険者又は被保険者であった者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本
四　国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあっては、国民年金手帳その他基礎年金番号を証明することができる書類
五　申請者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者の収入により生計を維持していたことを証明することができる書類
六　申請者及び前項第七号の遺族のうち、別表第一に定める一級から五級までの障害の状態にあるため遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、その者が被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあるときは、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
七　前項第十二号に掲げる者にあっては、預金通帳の記号番号についての払渡希望金融機関の証明書

3　申請者が前遺族年金受給者の相続人であるときは、その旨を記載した書類を添えなければならない。

4　遺族年金の支給を受けるべき先順位者である者から第百二十九条第一項に規定する申請書の提出がない場合において、法第九十九条の規定により遺族年金の支給を受けるべき後順位者が第百二十九条第一項の決定を受けようとするときは、前三項の規定にかかわらず、第百二十九条第二項及び第三項の例によらなければならない。

5　前項の規定により第百二十九条第一項の決定を受けようとする者は、その申請書に第一項第五号及び第七号に掲げる事項を付記し、第二項第一号又は第二号に掲げる書類を添えなければならない。

6　第二項から前項までの書類については、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付の変更の決定の請求を行っている場合には、当該請求書及びその添付書類の写しをもって、これらの項の書類に代えることができる。